

災害復興をめぐることばの諸相

—復興ワードマップ研究会による基礎的考察

復興ワードマップ研究会

近藤誠司・宮本匠・石原凌河・木戸崇之・李勇昕・宮前良平・大門大朗・立部知保里

1. 問題意識

真摯にことば⁽¹⁾の問題に取り組むのであれば、意味論・統語論・語用論を総合するアプローチをもってして、ことばのリアリティを検討していく必要があるだろう。そして、丸山（1987）も指摘しており、「単に抽象的な言語体験の〈意味領域〉や〈文脈〉だけではなく、具体的な文化的現実の状況であり、一回性をもつ個々の情況」に配視することも肝要である。

このような観点をふまえて議論の足場を形成していくならば、以下のとおり、詩的言語の力を借りて論点を約言しておくことも有用である。たとえば、詩人中村稔（2018）は、ことばというアーティファクトの本質を、書下ろしのソネットで、次のように簡明に表現している。

私たちが表現しようとする思想や感情と
私たちが選ぶことができる言葉との間には
必ず過不足があり 齟齬があるので、
私たちはつねにほぼ近い表現で
満足しなければならない。

そして中村は、ことば自体の作用に、常にミスマッチを引き起こす性質が孕まれていることに対して、次のような表現で警句を述べている。

私たちは言葉をとおして物を見る。
言葉は私たちに無数の罫をしかけている。
だから私たちは日々間違いを冒しやすいのだ。

しかしそれでも、人はことばを通して日々コミュ

ニケーションをおこなう。ことばが社会を規定し、社会がことばを規定するという世界の意味化の循環の只中で、人は「生の営み」を全うする他ない。われわれはことばに思いを託し、ことばのリアリティに賭けるしかないと言える。

言葉は切り立つ生の断崖の底にひそんでいる。
生の断崖の底にふかく言葉は沈んでいる。
生の断崖を降りゆく日の思想を語ることが
難しいとしても 錯雑した生の実相を
私たちは見なければならない。

上述したような、ことばと社会の存立構造を念頭におけば、「災害復興学」における諸課題も、必ずことばを通して語られていることを自覚して、虚心坦懐に検討し直す必要がある。そこでは、ことば自体に内在する制約によって、われわれが直面している（はずの）諸課題の本質を見誤らせるリスクがあることが、すでに／常に、明示されているからだ。

氾濫することばの創出、複製、誤用、乱用。ことばになった時点で捨象され、縮約されてしまうリアリティの問題。色褪せた死語や手垢のついた常套句、定型句。意味も特定されずに使い回されているリーズナブルなプラスチックワード。そして、被災地に散在しているつぶやきや、潜在していることばにならない思いの数々に対して、われわれはあらためて配視する必要がある。

現代日本社会においては、災害が全国各地で頻繁に起き、復興をめぐる諸課題に注力しなければならない切迫性が増してきている。しかしそこで敢えて時流に掉さすことを止め、復興をめぐることばの動

表1 復興ワードマップ研究会の活動記録

	年月日	扱ったことば
第1回	2017年10月20日	復興・再生・再建、復興・復旧、減災、きずな、レジリエンス・強靱化、build back better、コンパクトシティ など
第2回	2017年12月1日	(ことばの洗い出し作業)
第3回	2018年2月2日	災害弱者・要援護者・要配慮者、福祉避難所、避難、避難所、みなし仮設、事前復興 など
第4回	2018年4月28日	災害弱者・要援護者・要配慮者、コミュニティビジネス・ソーシャルビジネス、教訓、知識・知恵 など
第5回	2018年6月25日	災害弱者・要援護者・要配慮者、ボランティア、避難(自主避難、居ながら避難、軒先避難、垂直避難)、防災
第6回	2018年10月19日	災害弱者・要援護者・要配慮者、事前復興、コミュニティビジネス、ボランティア、レジリエンス など
分科会	2018年10月27日	復興、災害弱者、要援護者、要配慮者、事前復興、コミュニティビジネス、ボランティア、レジリエンス、被災者 など
第7回	2018年12月26日	被災者、犠牲者、遭難者、安否不明、行方不明、エコミークラス症候群、マイノリティ など
第8回	2018年3月15日	人間復興、インクルーシブ、公平性、責任、風化、地区防災計画、エアーマネージメント など

態を捕捉・分析する作業を蓄積すれば、そこから災害復興における難題を逆照射することができるのではないか。このような問題意識に基づいて、2017年10月、有志の手による「復興ワードマップ研究会」が結成された。

本稿は、ひとまずの成果として、1年余りにわたる研究会での議論において抽出された論点を記録したものである。ところで本稿もまた、ことばによって媒介・表出せざるをえない宿命を自覚的に引き受けて記述されている。議論の土台を為すべき方法論(ことばの射程と系譜をどのようにして見定めていくか)に対する精密な検討作業は残念ながらまだ緒に付いたばかりである。その点は、また別の機会に述べることにしたい。

2. 復興ワードマップ研究会

復興ワードマップ研究会のメンバーは、おもに日本災害復興学会に所属する若手研究者で構成されている。2か月に1度程度のペースで集まり、2~3時間ほどのディスカッションをおこなっている。これまでの活動記録を、表1に示す。2017年10月に結成されてから、2018年度末までに合計8回、開催された。2018年度の学会大会では、分科会で成果発表をおこなっている。なお、会合の議事録は、要をまとめて、日本災害復興学会のウェブサイトにて公開している⁽²⁾。

この会合で特徴的なことは、重点的に検討することばをあらかじめ選び出しておき、メンバーがテー

ブルを囲んだ際に、傍証するエビデンスを繙きながら、ひとつひとつ検討を加えていることである。

当研究会がこれまでに議論したことばのカタログは、表1の右列に示した通りである。その種類は、まだ30を超えるほどに過ぎない。

その成果の一端を、次章で略述する。なお、多くの内容は、2018年10月27日、日本災害復興学会・東京大会で開催した分科会の発表内容をベースに記述されている。

3. ことばの次元から照射した問題群

(1) 災害弱者 …………… 近藤誠司
災害復興、あるいは防災・減災をめぐる営みにおいて、ケアされる(べき)対象者を明示して優先的に手を差し伸べていこうとする際に、行政や報道の現場で頻繁に使用されることばとして、「災害弱者」「(災害時)要援護者」、「要配慮者」、「自立歩行困難者」といったことばの一群をあげることができる。

これらのことば一つ一つが包摂しようとしている対象者カテゴリーの具体的な要素(ラベリング)に関しては、実はさほど違いはないようであるが、しかしことばのコノテーションに関しては、それぞれ、ことばの系譜に即した別様の違和があることが指摘されていて、しかもそのことはすでに広く社会で認識されている。

試しに、発行部数が世界最大とも言われる読売新聞社の記事データベース「ヨミダス歴史館」を使用して、これらのことばの出現度数(記事本数)の推

移を確かめてみると、意外な（もしくは、まさに想像したとおりの）トレンドを可視化することができる（図1）。

まず「災害弱者」ということばは、1980年代から使用されていて、1995年の阪神・淡路大震災で一気に普及した。報道機関では「弱者」を守るという正義感に依拠して、このことばを意図的に使用しているふしがある。交通弱者、情報弱者、買い物弱者、経済的弱者、社会的弱者などが該当する。

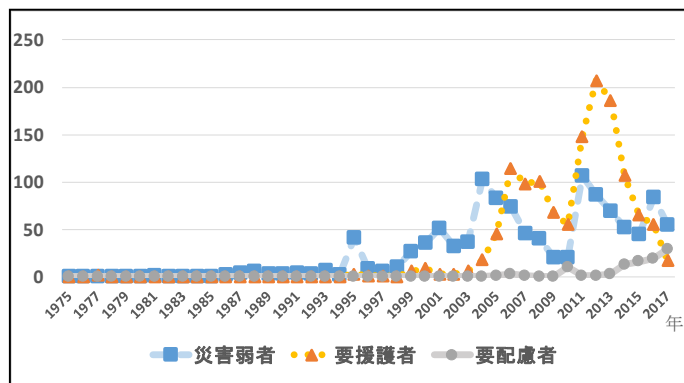


図1 ヨミダス歴史館「災害弱者」等の出現度数

ところで、この「弱者」という恣意的なラベリングを回避することばとして、新潟県中越地震のころから「要援護者」という中立的な装いを身に纏ったことばが使用されるようになってきた。しかしこのことばの成立に関しては精密に吟味しておく余地があり、新聞紙上では1970年代にわずかながらも使用例が見られる。したがって、「災害弱者」よりも歴史が古く、世に浸透はしなかったものの、21世紀に入って、行政管理用語としてリバイバルしたことばである可能性がある。

周知のとおり、「要援護者」は東日本大震災の際にも頻出したことばであった。しかしこのことによって「災害弱者」ということばが消滅したわけではなく、実は同じように「災害弱者」も東日本大震災のころに出現度数がピークを迎えている。同じ紙面であっても、何らかの意図によって、ことばの使い分けがなされていた可能性がある。

2000年代に入り、特に東日本大震災の経験を経て、「要配慮者」ということばが頻繁に使われるようになった。読売新聞紙上では、「要配慮者」というワーディングは、すくなくとも20世紀には一度も使用されていなかった事実をふまえると、ここには重大な画期があったと見てよいだろう。

内閣府のウェブサイト『内閣府・防災情報のページ：みんなで減災』では、「災害時要援護者」の見出しを付けたページにおいて、災害対策基本法上、「高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人を「要配慮者」として、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定された」ことなどが紹介されている。類似したことばが乱立しているにもかかわらず、「要援護者」と「要配慮者」と「要支援者」の異同に関しては、殊更、明確な定義を与えているわけではない。『みんなで減災』というメインタイトルに即して考えてみると、ことばの外延にどのような違いがあるのか推し量ることは、ますます難しくなってくる。

だれがだれに対して「配慮」することを意図しているのか、なぜ「援護」や「支援」という具体的な行為を明示することを回避して「配慮」という心持ち（だけ）を強調するようなカテゴリーを設けたのか、このことばの変換／新設によって、災害対応の現場において一体なにがどのように変容したのか、こうした論点を今後は明らかにしていかなければなるまい。

ことばを創作した関係当事者のヒアリング、受け止め方の定量的な調査、ことばの使用状況の具体的なエピソード採取など、客観的なエビデンスを収集したのち、順次、別稿で論じていく予定である。

(2) 事前復興 …………… 石原凌河
言うまでもなく、「災害復興」ということばには、明確な定義は存在していない。ただし、被災した地域、あるいは社会をより良くするための営みであり、被災

後の局面を対象としている点においては、一定の共通理解が得られているだろう。

そして昨今では、被災前から「事前」に「復興」することを主眼とする「事前復興」ということばが広く認知され、南海トラフ地震などの甚大な被害が想定される地域を中心に、事前復興まちづくりや事前復興計画の策定が進展しつつある。この「事前復興」ということばは、被災後の時間軸を限定的に対象としてきた「災害復興」の系譜に照らせば、ある意味で逆説的な造語であるとさえ言える。

日本において「事前復興」ということばが使われはじめたのは、阪神・淡路大震災以降である。佐藤(2009)によると、「事前復興」は1995年の阪神・淡路大震災の復旧・復興過程に関わっていた専門家の中から「ささやき」のように語られたことばであるという。また、「事前復興」ということばは、阪神・淡路大震災当時、神戸大学教授であった室崎益輝氏が最初に使ったとも指摘されている(佐藤, 2009)。このことをふまえると、きわめてローカルな実体験が、ことばの内実を裏打ちしていた可能性を指摘することができる。

ここで、災害復興学に関係する識者らが、これまで「事前復興」をどのように捉えてきたのか、代表的な言説を参照しながら検討しておこう。まず、山中(2015)は、「事前復興」を「地域が抱える脆弱性を見つけ、地域という足下から明日の日本を紡ぎ出す作業」と位置づけ、事前復興計画策定の普及を進めることが急務であるとしている。それは、災害が発生した際のことを想定し、被害の最小化につながる都市計画やまちづくりを推進するための取り組みであり、減災や防災まちづくりの一環として行われるものだとの主張である。それに加えて、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの収集・確認などを事前に進めておく取り組みだとも付言している。

井若ら(2014)は、次の南海トラフ地震によって地域の持続性が危ぶまれる徳島県美波町由岐地区を対象に、事前復興まちづくり計画の立案支援とそのプロセスについて調査を行っている。事前復興まちづくり

に求められる要素として、行政を待たずして住民が主体となり、まちのリスクを受け止め、復興を含めたまちの将来像を共有するとともに、地域において次世代に継承すべき地域の資源や特質を共有し、大災害を想定しつつも、その継承に向けた多様な取り組みを事前に了解することなどを挙げている。

金ら(2017)は、南海トラフ巨大地震による被害が懸念される漁業集落である和歌山県由良町衣奈地区を対象に事前復興計画の策定を行い、そのプロセスについて分析している。災害後の「営みの継続」を復興の目標とし、被害想定基準もそれにあわせて考える必要性を提唱している。そのために、まず、理想とする地域像を明確にして、その水準と地域の現状とのギャップを埋める対策を事前復興計画として位置づけている。

このように「事前復興」の代表的な言説を参照してみると、「事前復興」ということばは、論者によって射程に違いがあるものの、少なくとも時代や社会の具体的な要請によって広がったことばであることは共通している。前述した通り、「事前復興」が広く認知され、関連する事業が各地で取り組まれていることをふまえると、学術的な定義が精査されていなくても、いや、かえって定義が曖昧模糊としているからこそ、事業を推進する力を持ったことば(アーティファクト)として作用しているとも考えることもできる。

また、従来は「防災」ということばでひと括りにしてきた事象が、より細分化した、もしくは先鋭化・前景化した帰結であると言うこともできる。中林(2012)によると、酒田大火の復興で取り組んできた経験が阪神・淡路大震災の復興にも活かされたため、阪神・淡路大震災は偶発的に「事前復興」が実践されたのだと指摘している。山中(2015)も、「事前復興」は、減災やまちづくりの一環であると主張している。これまでの防災活動の積み重ねが、結果的に「事前復興」という概念を生み出したという論理である。

しかし、この説明を文字通りに受け取るとすれば、結局は、「防災」ないしは「減災」ということばで指

し示してきた内容とさほど変わらず、単にことばを刷新することで新規性を生み出したに過ぎないとも考えることもできる。

ローカルで具体的な経験の数々をすぐに想起できる人にとってみれば、防災と復興の両輪を相即的に語り得ることばを持つことは必要不可欠なことであろうが、ことばを受け取る側のポジションによっては、「事前復興」ということばは、使いやすい以上の価値はなく、すでにプラスチックワードになっている危険性がある。こうしたことばをめぐる状況を、今後も丁寧に注視していく必要があるだろう。

(3) コミュニティ・ビジネス …… 立部知保里

被災地の復興と再生に取り組む新しいセクターのひとつとして、「コミュニティ・ビジネス」や「ソーシャル・ビジネス」の領域が確立してきている。被災地の課題解決、雇用創出や地域の活性化、被災者の生きがい創出等を、ビジネスを通じて実現しようというものである。

日本において、災害復興の文脈で「コミュニティ・ビジネス」が登場したのは、1995年の阪神・淡路大震災以降のことである。第3期兵庫県県民生活審議会(1998年)で「コミュニティ・ビジネス」に関する言及がなされ、また被災者復興支援会議Ⅱ(1999年)にて「地域に根差したコミュニティ経済(Community Based Economy)の総合的推進を」との提言がなされた。それを受けて、兵庫県や神戸市は「コミュニティ・ビジネス」を推進する政策を進めている。例えば兵庫県は1999年度より「コミュニティ・ビジネス離陸応援事業」を実施しており、被災地の復興からその後は平時の政策を広く射程におさめるかたちで、全県で展開するようになった。

「コミュニティ・ビジネス」が登場した時代背景として、地域経済の低迷や、少子高齢化に伴う雇用環境の悪化、地域コミュニティの弱体化などが挙げられる。また、阪神・淡路大震災の被災地でのボランティアの活躍、特定非営利活動促進法(NPO法)の施行(1998

年)、介護保険制度の導入(2000年)等による自治体とNPOとの連携の促進という流れもあった。

一方、近年では、「コミュニティ・ビジネス」と近い概念として「ソーシャル・ビジネス」の動きが盛んになってきている。2011年東日本大震災の後には、産業復興に向けた国の施策として、経済産業省が「東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業」を展開している。

「コミュニティ・ビジネス」と「ソーシャル・ビジネス」の違いを、経済産業省(2008)の『ソーシャルビジネス研究会報告書』では、「コミュニティ・ビジネスもソーシャル・ビジネスも社会的課題の解決をミッションとするが、コミュニティ・ビジネスは、活動領域や課題について一定の地理的範囲が存在するが、ソーシャル・ビジネスについては、こうした制約が存在しない」と整理している。つまり、両者の違いは、空間・地理的な射程の違いに求められるのであって、概念としては、「コミュニティ・ビジネス」は「ソーシャル・ビジネス」に含まれることになる。

また、大室(2011)は両者の“決定的な”違いとして、二点、挙げている。一つ目は、「コミュニティ・ビジネス」が地域のニーズに応えることを目的とするのに対して、「ソーシャル・ビジネス」は十分なニーズが存在しない商品やサービスを提供する場合もあるということ(例えば、環境配慮商品)。二つ目は、「コミュニティ・ビジネス」が地域の目の前の課題のみの解決を目的とするのに対して、ソーシャル・ビジネスは目の前の社会的課題を解決することに加えて、その社会的課題を根本から解決するために既存のシステムを変革すること(例えば、法制度・習慣・規範などの変革)までも志向しているという。

力点がコミュニティからソーシャルに移行することによって、より広範に、より大きなインパクトや変革をもたらすことができるのであれば、それは確かに歓迎すべきことであるかもしれない。被災地の諸課題の根本解決に資するポテンシャルがあるのは

ことばの定義からすれば、ソーシャルな観点を保持したときなのだろうから。

ただ一方で、コミュニティのスケールだから見えていたその地域の具体的な課題、あるいは尊重されてきた被災者の主体性、さらには支援者との顔の見える関係性などが、ソーシャルという旗印を掲げたときにどのように再定位されるのかにも注視する必要があるだろう。ともすれば「ソーシャル・ビジネス」は、「この技術が『被災地』の課題解決に資するはずだ」という外部者の視点ありきで出発し、当事者である被災者と顔を合わせることなく成立させることも出来てしまうからである。ソーシャルということばによってより多くの人を包摂したつもりが、個別具体的な関係性を見失い、手を差し伸べるべき人たちを排除してしまう危険もある。

今後は、コミュニティであれソーシャルであれ、災害復興をめぐるアクションとして、それらが同じ解像度で、あるいは当事者と同じ時間感覚で実践されているのか、その内実を精査していく必要があるだろう。

(4) 被災写真 …………… 宮前良平

津波や水害によって、家屋に収蔵されていた写真が被害を受けるという被災の様相が社会で明確に認知されたのは、東日本大震災以降のことであろう。

事の経緯をさかのぼってみれば、「被災写真」ということばが使われ始めたのは、日本に限って言えば、2004年の福井水害のときであるとされる(本多・川瀬, 2007)。「写真救済」ということばが使用された嚆矢となった。

ただし注意しておきたいのは、ここで救済の対象となっている「写真」とは、文化財としての写真のことであり、いわゆる「家族写真」ではないということである。「写真救済」は、文化財という社会的な価値の存在を前提にしてスタートした。「家族写真」の救済に絞ってみると、2005年の台風14号の際に報告されたケースが初出であるが(山内, 2007)、し

かしこのときは大きな広がりを見せなかった。

海外の文脈を概観すると、2004年のインド洋スマトラ島沖地震津波の際に、写真の洗浄が行われたという“噂話”のたぐいはあるが、日本語、あるいは英語で記された公式の記録は見当たらない。なお、アメリカでは、2012年のハリケーン・サンディで被害を受けた「家族写真」を救済したという報道が複数回あったことが確認されている(e.g., BBC, 2013; NJTV News, 2013)。

以上をふまえると、写真の救済という言葉が使われるようになったのは、2000年代前半頃からのことであり、「家族写真」の救済へと社会的な支援の範囲が広がったのは、2011年の東日本大震災や2012年のハリケーン・サンディ以降であると考えられる。

さて、ここで、「被災写真」がどのように扱われてきたのかを追うことで、このことばの持つ内実を確認してみよう。

まず、東日本大震災直後の潮流をおさえると、「被災写真」は、まずもって「法的な対象」として扱われていた点が特筆される。「被災写真」を根拠づける法律は主に二つある。1つは、「遺失物法」であり、もう1つは、ややマイナーではあるが、「水難救護法」である。2つの大きな違いは、保管期限である。遺失物法に従えば、保管期限は3カ月となるが、水難救護法に従えば、6カ月となる。では、どうして「被災写真」の保管期限が議論されることになったのかというと、地方自治体が「被災写真」の長期保存を嫌ったからである。何十万枚もある「被災写真」を保管しておくスペースが確保できないということが、写真救済の最も大きなネックになった。その際に、「法律上は3か月しか保管できないことになっているんです」という言い方がなされたのであった。しかし、このことによって、ボランティアやNPO・NGOが積極的に「被災写真」を受け入れることになった地域も多かった。こうして「法的な対象」という限定を超えていくドライブが加速したのである。

次に、「被災写真」は、「修復の対象」として扱わ

れた点も見てください。どうすれば泥だらけになった写真をきれいに修復できるかという技術的な問題に対して、写真修復士や写真家、デジタルデザイナーの方々が知恵をしばり、写真修復の方法について、手引きが作られるようになった (e.g., 白岩, 2011; RD3 プロジェクト, 2016)。紙幅の都合によりここでは詳しく紹介しないが、「被災写真」をめぐる事項のなかで最も研究が進んだのは、このテクニカルな分野である。

最後に、「被災写真」は、いまや「復興の象徴」としてみなされつつある点にもふれておきたい。「被災写真」は、被災する前は、日常のなにげないシーンを写し取った「写真」群であった。そこには、災害や復興のプロセスによって大きく変わってしまった被災後の生活以前の、換言すれば「被災者」として扱われるようになる以前の、一人ひとりの人生（生き様）が活写されている。いち早くこのことに注目し、「被災写真」による復興のベターメントの可能性を論じた論考（宮前・渥美, 2017; 宮前, 2019）もある。また、「被災写真」についてのキズが、被災写真を修復する作業に関わった人々の存在という新たな意味を付与している点に着目し、「被災写真」は単なる写真を超えたメディア性がある点を析出した論考（溝口, 2012）もある。

また、「復興の象徴」としての「被災写真」が、新たなアクションの潮流を生み出している現場もある。2018年の西日本豪雨で多大な被害を受けた岡山県倉敷市真備町を中心とした写真洗浄活動は、2019年8月現在、関西をはじめとして6か所で同時に展開されている。このような、「被災写真」を対象として遠隔地で連携しながらボランティアを行うことは、これまでにない支援の輪の広がりを感じさせる。「被災写真」は、新たなボランティア活動の形態の萌芽となるばかりでなく、災害復興のありかたをめぐる議論においても、多大な示唆を与えるものになり得ると言えるだろう。

(5) アメリカにおける災害社会科学 … 大門大朗

日本国内にとどまらずアメリカにおいても、災害復興のありかたをめぐる議論は近年活発になってきている。だが、日本・アメリカ双方において災害に関する知見が蓄積してきているにも関わらず、社会科学の立場からは、両国の最新の議論の委細を追うことが困難になっている。最新の研究動向を概括した論考としては、大門・渥美（2019）に譲ることにして、ここでは、2005年にアメリカに大きな被害をもたらしたハリケーン・カトリーナをめぐる議論に照準を絞り、ことばのダイナミズムについて論じたい。なぜならば、10年以上が経過した現在も、「移転 relocation」という文脈から、多くの復興研究が行われているからである。

ハリケーン・カトリーナは、ニューオーリンズを中心に大きな被害をもたらし、詳細な人数は不明であるものの少なくとも15万人を超える人々が避難を余儀なくされた。住居を失った被災者の多くは、最貧困層にあたる人々であった。こうした事情もあって、多くの被災者はその後アメリカ国内で「移転」することになった。そしてこのことは、アカデミックコミュニティにおいても、被災地の問題は災害応急期にとどまるものではなく、もとの地域とのつながりや新たな場所へ移転した人々と戻ってきた人々との関係の変容など長期の復興過程の問題として引き続き議論されている。

ここで、ことばをめぐる問題として、こうした「移転」やその「被災者」を指し示す言葉として、多様な用語が存在（混在）しているという点をあらためて指摘したい。表2は、英文ジャーナルを対象として、災害によって人々が元あった家を失い新たな家に移る「行為」を示す用語と、その際の「対象者」の呼ばれ方をまとめたものである。

例えば、国際紛争の問題では、Migration や Refugee ということばが頻繁に使われるであろうし、災害直後の問題であれば、Evacuation や Affected individual がよく使われるであろう。しかし、表2に

表2 災害後の移転をめぐることば群

移転という行為

Dislocation, Displacement, Egress, Evacuation, Ingress, Migration, Protected refugee situation, Relocation, Resettlement

移転することになった対象者

移転対象者

Affected individual, Diaspora, Displaced family, Displaced person, Evacuee, Homeless, Internally displaced person, Migrant, Refugee, Stateless person, Victim, Survivor

よれば、災害後の長期間にわたる移転問題に関しては、用語の不統一が生じていることが一目瞭然でわかる。このことから容易に想像できるように「移転」に関しては、論者によって、着目している関心事が異なっていたり、前提としている理念に不一致があったりして、一貫した議論を展開することが難しい状況になっている。一例を示すと、Jackson (2006) は、ハリケーン・カトリーナで被災したフェイゼンヴィル (Fazendeville) という地域について、次のように述べている。

フェイゼンヴィルは、1867年から1964年まで続いたミシシッピ川堤防の東側にあるアフリカン・アメリカンの小さな居住区の名前であった。1964年に、合衆国国立公園局は、強制的な買収と宣告によってその居住区を取得し、その名前を除き、歴史的なコミュニティは物理的な意味で消し去られた。多くの住民は、ロウワー・ナインス・ワードへ移住した。だが、まさにその場所こそがカトリーナと[ハリケーン]リタによって40年後[再度]移転させられることになる場所なのだ (p.765-766)

つまり、ニューオーリンズでのハリケーン・カトリーナによる移住者の中には、それ以前に、災害による移住・転居を複数回経験している人も少なくなかったのである。ここで必要な想像力とは、「二重移転」ないし、「多重移転」を経験するような場所に、なぜ、その人々は住まざるを得なかったのかということである。事実、そうしたエリアに住む人々は歴史的に抑圧された人々であった。そしてこのようなナイーブな課題をより精緻に検討していく際に、「移転」ということばの多義性によって混乱が引き起こされたり、逆に混乱を回避するために独自の造語がなされたりしているのが現状であると考えられる。

本節では、カトリーナで明らかになった具体的な問題や、災害後の「移転」に関しての明確な解決策を提示することはできない。しかし、復興研究を続けるには、数十年に渡る長期間の社会・文化的なダイナミズムを捕捉する視座が求められるということが、すでに日米両国で認識されつつある。そして、そのような観点は、近年議論されている「ソーシャル・キャピタル」や「レジリエンス」の議論とも親和的であり、今後も検討すべき点であるということは強調しておきたい。

(6) 復興 …………… 宮本匠

「復興とは何か」というアジェンダをめぐる議論、あれは一体何だったのだろうか。日本災害復興学会では、これまで繰り返し、学会が冠するところの「復興」について、その内実を考究する議論を重ねてきた。2018年度は、学会設立10周年記念企画として、「復興を考える連続ワークショップ」が開催されている。

しかし、学会においてさまざまな視点で「復興」について議論を深めてきたことが、未だ十分に共有されていないようにも思われる。例えば、「復興を考える連続ワークショップ」の議論に通底していたとされる4つの論点のうちの1つ、『復興が、“build back better”であることは前提になるのか、「手仕舞い」を含めた選択肢の存在が、むしろ必要なのではないか』という

指摘がきわめて重要である。「build back better」は、2015年3月に行われた第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」の4つの優先行動のひとつとしてもあらためて謳われ、災害復興をめぐる議論で、近年、再びしばしば目にするようになったことばである。しかし、「復興」をめぐるこれまでの議論を念頭に置けば、安易に「build back better」を主張することは、これまでの議論の退行ともいえるのではないか。

それがなぜ退行とまでいえるのか、本稿では、そもそも日本災害復興学会の設立に至った際の「復興とは何か」という問いが何を問おうとしていたのかふりかえることを通して考えてみたい。

2007年の学会設立に至った背景として、まず、阪神・淡路大震災(1995年)が原点として存在することは論を俟たないだろう。その後、「復興とは何か」という問いを直接的に投げかけたのは、2004年の新潟県中越地震だった。なぜ、新潟県中越地震が「復興とは何か」という問いを投げかけたのか。端的に言うと、中山間地の被災地においては、「復興」などおおよそイメージできなかつたからだ。地震前から進んでいた過疎高齢化が一気に深刻化する中で、地震の前の状態に戻ったり、それよりよくなったりするような(まさに「better」な)純粋に明るい未来を描くことが困難だった。

では、新潟県中越地震の被災地に、「復興」はあり得ないのか。いや、そんなことはないはずである。そもそも人口の増減や経済規模の多寡だけで人間の豊かさを評価する、この見方自体に問題があるのではないか。実際に、新潟県中越地震の被災地で謳歌されていた豊かさには、それらの範疇にはおさまらない、より根源的な生の充溢というものがあつた。だからあらためて、人間にとっての豊かさとは何かを問い直し、人口減少を受け入れながらも豊かだと言える暮らしを模索することが、“中越の復興”なのではないかと考えられた。たとえ10年後に人口が半減しても、20年後に集落に住む人がいなくなったとしても、「復興

した」と言えるとしたら、それはどのような地平においてのことなのかが、まさに切実な問いとして存在していたのである。

そして、それは、中越にとどまらず、成長社会から成熟社会(あるいは縮小社会)へと移行する日本社会全体にとっても重要な共通課題なのではないかと考えられた。だからこそ、この問いは、中越というローカルな現場に閉じることなく広く共鳴して、日本災害復興学会の設立へと結実したはずなのである。

このように、新潟県中越地震で投げかけられた「復興とは何か」という問いの後景をふりかえてみると、まず「よりよい」という考え方からの脱却があり、次に「よりよい」が前提としていた価値観自体の再考が促されていたことがわかる。そして以上のことは、“当たり前”の共通認識であり、筆者はいまさらふりかえる必要のないものだと考えてきた。しかし、ここにきて、『復興とは何か』とは何だったか」という問いの根底にあつたものが、予想以上に共有されていないのではないかと感じるようになっていく。掘り下げるべき議論の「前提」を、われわれはきちんと伝えることができていなかったのではないか。

冒頭の「build back better」は、成長社会における減災復興ならいざしらず、縮小社会を見据えた減災復興においては、「build」も「better」も、いずれも目標などではなく、問い返されるべき対象であるはずである。もちろん成熟社会においても、被災前より安全な社会をめざすことは大切だ。しかし、「より安全な社会」という否定しがたいメッセージを隠れ蓑として、「build back better」に「国土強靱化」がセットとなり、現在や未来世代の適正規模についての議論を飛ばした減災復興がなされるとしたら、それはやはり問題であろう。日本の減災復興が潜在的に忍ばせてきた開発的性格が、一見耳なじみの良い「build back better」という言葉を通して復活しようとしているのではないだろうか。それは、価値観を彫琢するという観点からみれば、まさに「退行」といえる愚挙である。

頻発する災害に対処するさまざまなリソースが社

会全体で減じていく縮小社会における減災復興では、人々はそもそも被災という現実をまともに見ようとしないことがある。筆者はこれを「集合的否認」と呼んでいる(宮本, 2019)。「集合的否認」が生じるとき、減災復興には極端な二極化が生じると考えられる。一方では、被災したという事実自体を「見なかったこと」にして、被災規模に対してとられる対処があまりに過少になることがある。そして他方では、それとは全く逆に、被災規模に対して過剰な対処をとることで、被災地の未来が明るくないことを「見なかったこと」にすることがある。

もちろん、縮小社会における減災復興において重要なのは、規模の総量の多寡などではなく、社会資源が減少する中で、これまでと同様の水準に盲目的に合わせていく短絡を超克して、縮小させるところは縮小し、それでも譲れない守るべき価値がどこにあるのかを真摯に模索していくことだろう。これは、これまで試みてこられなかった考え方であり、あたらしい領野を拓く実践なのだから簡単なことではないだろうが、縮小社会における減災復興にとって避けがたい課題である。かくいう新潟県中越地震の被災地が、それをしっかり実践してきたのかといえれば心許ないところもあるのだが、新潟県中越地震から15年を迎えようとする今こそ、もう一度『復興とは何か』とは何だったのか」を反芻することが重要であると考えられる。

4. 展望

前章の6つのアンクルー災害弱者、事前復興、被災写真、コミュニティ・ビジネス、移転、復興一からなる論考を、本章で短絡させる愚挙は回避しておきたい。しかし今後、稿をあらためてことばと社会の存立構造に対する分析を加えていくことになる。

そのまえに、さいごに当研究会の展望だけ短く記しておこう。哲学者の鷲田清一は、自身のエッセイの中で、人類学者・菅原和孝の研究書『感情の猿＝人』から、次の一節を引用している(鷲田, 2019)。

感情とは、原理的に「ことば」がとどくことのできない、身体の広大な経験領域に対して、わたしたちがおそろおそろ貼りつけたラベルにすぎない。…だが、既成のことばから離脱しようとあがきながら、なおも、わたしたちに与えられたこの「ことば」をつかうことに賭けなければ、なにひとつ始めることもできない。

そしてさらに、詩人の中村稔(2018)と全く同様の、われわれが留意すべき点を明示している。

わかりやすい物語、耳ざわりのいい言葉に、すぐに飛びつく。つねに過剰か過少になってしまうという、言葉との不均衡な関係に押し潰されて、練られてもいない言葉を反射的に漏らしてしまう。想いが窪みというものを失ったかのように。

この警句を引き受けながら、災害復興をめぐる理論と実践の現場において、ことばのアクションリサーチを継続し、価値の生成に寄与することに挑戦していきたいと思う。

——— 言語とイメージ、この二つの小さな神々は、経験を養い形成する(Toni Morrison)

補注

- (1) 「ことば」というワーディングの成り立ちとして「言」もしくは「事」と「端」の複合語であるとする見方が有力である。上代では、「言」と「事」が混然一体となっていた可能性を示している。「言葉」という表記の方が学術論文では一般的ではあるが、本研究では、共同生成されるアーティファクトとしての特性に着目していることから、「ことば」という表記で統一した。
- (2) 復興ワードマップ研究会の議事要旨は、以下のページで公開している。<http://f-gakkai.net/modules/tinyd2/>

参考文献

- BBC (2013) Salvaging photographs - and memories - damaged by Sandy. <https://www.bbc.com/news/av/magazine-21327655/salvaging-photographs-and-memories-damaged-by-sandy> (accessed on 13 August)
- 大門大朗・渥美公秀 (2019) . アメリカ災害社会科学の系譜と研究動向：災害研究センター (DRC) を中心とした歴史背景から 災害と共生, 2(2), pp. 15-40.
- 本多達哉・川瀬敏雄 (2007) 「福井豪雨」による水害被災写真原板の状況と救済について. 日本写真学会誌, 70(2), pp. 91-95.
- 井若和久 (2014) 「持続の危ぶまれる地域での住民主体による事前復興まちづくり計画の立案初期の課題と対策」地域安全学会論文集 No. 22, pp. 1-7.
- Jackson, J. (2006) Declaration of taking twice: the fazendeville community of the lower ninth ward. *American Anthropologist*, 108(4), 765-780.
- 経済産業省 (2008) ソーシャルビジネス研究会報告書.
- 金玖淑・佐藤克志・牧紀男他 (2017) 「「地域の営み」の継続に着目した事前復興計画策定手法の構築：和歌山県由良町衣奈での住民参加型ワークショップを通して」地域安全学会論文集 No. 30, pp. 1-11.
- 丸山圭三郎 (1987) 言葉と無意識, 講談社.
- 宮前良平 (2019) 〈不在〉の写真を見る／撮る, 災害と共生, 3(1), pp. 25-38.
- 宮前良平・渥美公秀 (2017) 被災写真返却活動における第2の喪失についての実践研究, 実験社会心理学研究, 56(2), pp. 122-136.
- 宮本 匠 (2019) 人口減少社会の災害復興の課題—集合的否認と両論併記—, 災害と共生, 3, pp. 11-24.
- 溝口佑爾 (2012) メディアの生成する場を被災地に見る—被災写真とルーマンメディア論の相互作用—, 社会システム研究, 15, pp. 33-44.
- 小林一樹 (2011) 「事前復興と防災まちづくり」都市住宅学第 72 号, pp. 43-49.
- 小林一樹 (2016) 「事前復興の発想、復興準備から実践する事前復興へ：その意義と可能性」日本災害復興学会誌『復興』第 16 号, Vol. 7, No. 4, pp. 3-14.
- 中村 稔 (2018) 新輯・言葉について 50 章, 青土社.
- NJTV News (2013) Operation Photo Rescue Restores Precious Mementos for Sandy Victims. <https://www.njtvonline.org/news/video/operation-photo-rescue-restore-precious-mementos-for-sandy-victims/> (accessed on 13 August)
- 大室 悦賀 (2011) ソーシャル・ビジネスの時代—企業システムを活用した社会変革 大室 悦賀・大阪 NPO センター (編著) ソーシャル・ビジネス—地域の課題をビジネスで解決する, 中央経済社.
- RD3 プロジェクト (2016) 被災写真救済の手引き：津波・洪水などで水損した写真への対応マニュアル, 国書刊行会.
- 佐藤滋他 (2009) 『日本建築学会叢書 8 大震災に備えるシリーズⅡ 復興まちづくり』, 日本建築学会.
- 白岩洋子 (2011) 東日本大震災—津波によって被災した写真に関する報告, 日本写真学会誌, 74(4), pp. 176-180.
- 白井恭弘 (2013) ことばの力学—応用言語学への招待, 岩波書店.
- トニ・モリスン (2019) 「他者」の起源 ノーベル賞作家のハーバード連続講演録, Toni Morrison(2019): *The origin of Others*. (解説) 森本あんに, (訳) 荒このみ, 集英社.
- 鷺田清一 (2019) 想像のレッスン, 筑摩書房.
- 山中茂樹 (2015) 「事前復興計画のススメ：この国の明日を紡ぐ」関西学院大学災害復興制度研究所紀要『災害復興研究』別冊「復興 興論」, pp. 127-137.
- 山内利秋 (2007) 台風被害にあった写真資料の保存と修復について, 文化財情報学研究, 4, pp. 123-128.